

各指定訪問介護事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局長寿推進部
介護サービス担当課長

令和6年度前期分「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)」に係る書類作成及び提出について(通知)

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護事業所における同一建物減算に、「12%減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)」が新設されました。

訪問介護事業所は、毎年度2回、12%減算に該当するか計算し、該当した事業所は届出を行い、減算適用期間中に12%減算の適用を受けることとなっております。

つきましては、全ての訪問介護事業所は添付資料を必ずご確認ください、令和6年度前期判定期間分の12%減算に係る書類等を作成してください。

また、12%減算に該当する事業所は、下記のとおり、期限までに提出書類をご提出ください。

なお、後日減算に該当することが判明した場合は、減算分を過誤処理等していただくこととなりますのでご承知おきください。

1 添付資料一覧

- (1) 別添1 訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)の取り扱いについて
- (2) 別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート
- (3) 別添3 Q&A一覧


2 全ての訪問介護事業所が作成する書類

- (1) 別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート

3 提出書類(12%減算が該当となる事業所のみ提出してください)

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届出
- (2) 別紙1・別紙1(総合事業)
- (3) 別紙6・別紙6(総合事業)
- (4) 正当な理由がある場合は、当該理由を示す挙証資料
- (5) 別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート

※提出書類様式については、北九州市ホームページの下記の場所に掲載しています。

北九州市ホームページトップページの右上にある「 サイト内検索」→「ページ番号検索」を選択し、半角数字で「000173711」を入力し検索→「訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)について」というページに掲載しています。

4 提出期限

令和6年10月15日(火曜)必着

5 提出先（郵送または持参）

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号（TEL 093-582-2771）

北九州市保健福祉局 介護保険課 居宅サービス係（同一建物減算担当宛）

6 留意事項

- (1) 全ての訪問介護事業所は、必ず、「別添1 訪問介護事業所における同一建物減算（12%減算）の取り扱いについて」、「別添2 同一建物減算（12%減算）における確認フローチャート」及び「別添3 Q&A一覧」を確認し、手続きを行ってください。
- (2) 全ての訪問介護事業所は、作成した「別添2 同一建物減算（12%減算）における確認フローチャート」を、事業所で5年間保存してください。運営指導等で確認させていただく場合もあります。
- (3) 計算の結果、12%減算に該当しない事業所は書類の提出は不要ですが、別紙6の作成は必要であり、作成した別紙6は事業所で必ず5年間保存してください。運営指導等で確認させていただく場合もあります。
- (4) 12%減算の該当になった事業所で、正当な理由がある場合は、当該理由が分かるものを提出書類一式とともに提出してください。なお、北九州市が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用します。
※正当な理由として考えられる理由の例
 - a) 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
 - b) 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
 - c) その他正当な理由と北九州市長が認めた場合
- (5) 後日、減算に該当することが判明した場合は、減算分を過誤処理等していただくこととなります。
- (6) 提出予定の事業所で、期限までに提出が困難な場合は、提出期限（令和6年10月15日）より前に、担当課までご相談ください。

【担当課】

北九州市保健福祉局

介護保険課 居宅サービス係

TEL 093-582-2771